

ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」協賛事業者募集要項

制定 平成 27 年 3 月 11 日

1 目的

国分寺市のふるさと納税の推進によるまちの魅力発信と地域産業の振興を図ることを目的に、本市へふるさと納税により寄附をされた方に対して、地元特産品等のお礼の品（以下「お礼の品」という。）を贈呈するため、お礼の品を提供していただける事業者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

2 協賛事業者の申込要件

協賛事業者は、以下の要件全てに適合していることを要件とする。ただし、要件に適合していても、市長が適当でないと判断した場合や内容がお礼の品として適当でないと判断した場合は、協賛事業者としないものとする。

- (1) 各種法令、条例、規則を遵守し生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 原則、本市内に本社（本店）、支社（支店）、営業拠点、生産拠点、研究拠点のいずれかがある法人又は個人事業者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「法律」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は社員である法人又は個人事業者でないこと。
- (4) 法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人又は個人事業者でないこと。
- (5) 申込み時に、市税の滞納がないこと。
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係する法令を遵守すること。

3 お礼の品の募集要件

お礼の品は、寄附者が希望する住所へ品物を届ける「送付型」と店舗等で寄附者へサービスを提供する「体験型」のいずれかに該当するものとする。

- (1) 以下の要件を満たしているお礼の品を募集する。
 - (ア) 本市の魅力の PR に繋がるものや地域産業の振興に寄与するものであること。
 - (イ) ①本市内で生産されたもの。
②本市内でお礼の品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。

- ③本市内でお礼の品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。(食肉の熟成又は玄米の精白の場合は、東京都内において生産されたものを原材料とするもの。製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程の場合は、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの。)
 - ④本市内で生産されたものであって、近隣市の区域内において生産されたものと混在したもの。(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)
 - ⑤広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自のお礼の品等であることが明白なもの。
 - ⑥①～⑤に該当するお礼の品等と当該お礼の品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該お礼の品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの。(例：本市内で製造されたそばと本市外で製造されたそばつゆのセット)
 - ⑦公序良俗に反しないものであること。
- (ウ) 飲食物の場合は、原則、寄附者に商品到着後2週間程度の賞味期限が保証される品物であること。なお、野菜などの生鮮食品については、この限りではない。
- (エ) 体験型の場合は、以下の要件を満たすものであること。
- ①本市内で体験できるものであること。ただし、本市の魅力をPRする上で必要と市が認めた場合はこの限りでない。
 - ②チケット等を発行し寄附者にわかりやすくすること。
 - ③チケット等の有効期限は、原則、発行日から1年以上とすること。ただし、商品の性質上、事前に利用期間を定めて体験するものについてはこの限りではない。
 - ④公序良俗に反しないものであること。
 - ⑤安全性を確保した内容であること。
 - ⑥提供上、必要となる各種保険に加入すること。ただし、商品の性質上、保険への非加入がやむを得ないと市が認めた場合においてはこの限りではない。
 - ⑦体験にかかる必要経費は送料を除き、全てお礼の品の価格に含まれるものとし、体験時に上乗せの費用を寄附者に求めないこと。
- (オ) 品質及び数量について、安定供給が見込めること。ただし、数量

又は期間を限定して供給することを特色とするものはこの限りではない。

(カ) お礼の品の内容は、単品又は複数の商品により構成すること。

(2) お礼の品の価格

お礼の品の価格は、一般販売価格（通常、店舗等で販売する価格とし、消費税・梱包代を含む）よりも高く設定することはできない。

(3) 寄附金額の設定

寄附金額は、お礼の品の価格（消費税・梱包代を含む）が、寄附金額の30%以下となるよう、市で別途設定するものとする。なお、寄附金額は原則として千円単位とする。

【寄附金額の設定例】

- ①お礼の品の価格3,000円→寄附金額10,000円以上に設定
- ②お礼の品の価格5,000円→寄附金額17,000円以上に設定
- ③お礼の品の価格10,000円→寄附金額34,000円以上に設定

(4) 本市の負担額

お礼の品代及び送料並びに発送に必要な梱包資材に係る経費は、本市が全額負担する。

(5) お礼の品の梱包・送付

お礼の品の梱包・送付は以下のとおりとする。

- (ア) 協賛事業者は、お礼の品の送付に際し、輸送中の破損等を防ぐに足りる梱包を施すこと。
- (イ) 協賛事業者は、本市より提供された寄附者情報を基に本市ふるさと納税業務の受託事業者と連携し、送付作業を行うこと。

4 協賛事業者の特典等

- (1) 本市ホームページやふるさと納税ポータルサイト等にお礼の品を掲載することにより、事業者名及びお礼の品を全国に広くPRすることができる。
- (2) お礼の品の送付にあたって、協賛事業者が扱う他商品のカタログ、チラシ等を同梱して送付することにより、販路拡大につなげることができる。

5 応募期間

随時募集とする。

6 応募方法

以下のいずれかの方法で応募すること。

- (1) 市が指定する電子申請システムを利用して市長へ提出。
- (2) 別紙『ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」協賛事業者応募用紙』(以下「応募用紙」という。)に必要事項を記入し、市長へ提出。

7 お礼の品の選考

市長は、応募用紙に基づき、2及び3に規定する内容に照らして選考を行うものとする。

8 個人情報の取扱いに関する特記事項

協賛事業者は、ふるさと納税を通じて本市へ寄附をした者に贈呈するお礼の品の提供に際し取得した個人情報について、別紙「ふるさと寄附 こくぶんじ想い「お礼の品」提供における個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。

9 その他留意事項

- (1) 協賛事業者は、応募したお礼の品について変更や辞退をする場合は速やかに市長へ報告するものとする。
- (2) 協賛事業者は、お礼の品に関して受領者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について本市へ報告するものとする。また、代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しない。
- (3) 本市は、協賛事業者又はお礼の品が下記のいずれかに該当したときより、本市のお礼の品から除外することができる。
 - (ア) 2又は3に規定する事項に該当しなくなったとき。
 - (イ) お礼の品の生産、製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。
 - (ウ) 応募内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。
 - (エ) 虚偽の応募が判明したとき。
 - (オ) その他、「ふるさと寄附 こくぶんじ想い」の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

10 問い合わせ先

国分寺市役所

政策経営部広報プロモーション室シティプロモーション担当

TEL : 042-312-8700

FAX : 042-325-1380

E-Mail : senryaku@city.kokubunji.tokyo.jp

附 則

この要項は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。